

在宅歯科医療設備整備事業費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、在宅等において療養し、疾病、傷病、障害等のため通院による歯科治療が困難な者に対する歯科医療提供体制の充実を図るため、在宅歯科医療設備整備事業を行う診療所の開設者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 定義

- (1) この要綱において「在宅等」とは、居住する建物、介護老人保健施設、特別養護老人ホームのほか、歯科、小児歯科、矯正歯科又は歯科口腔外科を標榜する保険医療機関以外の保険医療機関も含まれるものとする。
- (2) 「在宅歯科医療設備整備事業」とは、診療所が、在宅等を訪問し歯科診療を実施するために必要となる医療機器等を整備する事業をいい、その内容は、別表補助対象欄及び補助対象経費欄に掲げるものとする。
- (3) この要綱において「診療所」とは、医療法（昭和23年法律第205号）第7条の規定に基づき許可を受けた診療所又は同法第8条の規定に基づき届出をした診療所であって、歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科口腔外科のいずれかひとつ以上を標榜するものをいう。

第3 補助の対象及び補助額

別表に掲げるとおりとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
 - ア 交付申請書（様式第1号）
 - イ 事業計画書（様式第2号）
 - ウ 経費所要額調（様式第3号）
 - エ 収支予算書（様式第4号）
 - オ 研修修了証等の写し
 - カ 購入医療機器等の仕様書又はカタログその他参考となる書類
- (2) 提出期限
別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないこと
 - ア 補助事業の内容の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
 - イ 補助事業に要する経費の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具（事業者が地方公共団体以外の者の場合は30万円以上）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図り、大規模災害の発生時には、避難所等における歯科医療の確保のため積極的に活用しなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた年度）終了後5年間保管しなければならないこと。
- (7) 診療所が補助事業を行うために締結する契約については、県が行う契約手続の取扱に準拠しなければならないこと。

第6 変更の承認申請

提出書類 各1部

- ア 事業計画変更承認申請書（様式第5号）
- イ 変更事業計画書（様式第2号）
- ウ 変更経費所要額調（様式第3号）
- エ 変更収支予算書（様式第4号）
- オ 購入医療機器等の仕様書又はカタログその他参考となる書類

第7 実績報告

(1) 提出書類 各1部

- ア 実績報告書（様式第6号）
- イ 事業実績書（様式第2号）
- ウ 経費所要額精算書（様式第3号）
- エ 収支決算書（様式第4号）
- オ 契約書等の写し
- カ 購入医療機器等の写真
- キ その他参考となる資料

(2) 提出期限

事業完了の日から起算して30日を経過した日（第5(1)ウにより補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して30日を経過した日）又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日まで

第8 請求の手続

(1) 提出書類 1部

請求書（様式第7号）

(2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合（消費税仕入控除税額等が0円の場合を含む。）には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を様式第8号による消費税仕入控除税額等報告書により、別に定める日までに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

第10 診療実績の報告

事業完了の翌年度以降7年間は、年に1回、診療実績を報告することとする。

(1) 提出書類 各1部

診療実績報告書（様式第9号）

(2) 提出期限

毎年度4月10日まで

附 則

この要綱は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成28年度分の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成29年度分の補助金から適用する。

別表

補助対象	補助対象経費	補助基準額	補助額	下限額
在宅歯科医療を実施している診療所又は新たに在宅歯科医療を実施する診療所であって、知事が別に定める要件を満たす者	<p>ア 在宅歯科医療に必要な医療機器等の備品購入費 (ポータブルユニット、ポータブルユニット用コンプレッサ、ポータブルパキエムユニット、パルスオキシメータ、シリンジ(3ウェイシリンジ又は気銃、水銃)、キャリカート等、照明装置、体位補助装置、歯科用多目的超音波治療器(超音波スケーラ)、携帯用X線撮影装置、X線センサー及びX線写真閲覧用ソフトウェア等)</p> <p>※ 機器取扱説明書が別売の場合は、機器本体と合算する。</p> <p>※ 車両及びその付属品、汎用情報機器は除く。</p>	1か所当たり 3,638千円	補助対象経費の実支出額と補助基準額とを比較していずれか少ない額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較していずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額(算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)	1品につき 33千円
	<p>イ 摂食機能障害の診断に必要な嚥下内視鏡(鼻咽喉ファイバースコープ、光源装置)及び周辺機器(漏水テスト、画像処理装置、画像及び音声記録装置等)一式</p> <p>※ 周辺機器のみの場合は対象外とする。</p> <p>※ 消耗品は対象外とする。</p>	1か所当たり 1,500千円		—

様式第 1 号 (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

在宅歯科医療設備整備事業費補助金交付申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ㊦

年度において在宅歯科医療設備整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 円
(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)
円 - 円 = 円
- 2 事業の目的

様式第2号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

1 診療所の現況

診療所の名称・所在地	名称		在宅歯科医療や地域保健に係る研修の受講状況※			
	所在地		研修の名称			
常勤する歯科医師	ふりがな氏名			受講場所		
				修了年月日		
在宅歯科医療実施計画	当年度			次年度以降		
	1月当たり 件			1月当たり 件		
連携している在宅医療を担う医科の保険診療所	診療所の名称			担当医氏名		
	開設者名			連絡先		
当該診療所における保健医療サービス及び福祉サービスの連携担当者	氏名、資格、			連絡先、主な業務内容		
過去の補助の有無	有・無	補助年度	補助金額	他の補助事業への補助申請	有・無	申請補助金名
		年度	千円			

※ 研修修了証等の写しを添付すること

2 医療機器等整備内訳

品目	銘柄	規格	員数	単価	金額	購入時期	備考 (優先順位)
				円	円		
合計							

3 整備事業の必要性

設備整備を必要とする理由

様式第3号（用紙 日本産業規格A4号横型）

経費所要額調（変更経費所要額調、経費所要額精算書）

総事業費 A	寄附金その他の収入額 B	差引事業費 (A - B) C	対象経費の支出(予定)額 D	基準額 E	選定額 F	補助基本額 G	補助所要額 H

- (注) 1 「選定額」欄は、D欄の額とE欄の額とを比較して少ない額を記入すること。
- 2 「補助基本額」欄は、C欄の額とF欄の額とを比較して少ない額を記入すること。
- 3 「補助所要額」欄は、G欄の額に2分の1を乗じて得た額を記入し、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てること。
- 4 変更経費所要額調の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

様式第4号（用紙 日本産業規格A4縦型）

収支予算書（変更収支予算書、収支決算書）

1 収入の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		備 考
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

2 支出の部

区 分	予 算 額 (変更予算額) (決 算 額)	(予 算 額)	比 較		算出基礎
			増	△減	
	円	円	円	円	
計					

(注1) 変更収支予算書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記入すること。

(注2) 比較の欄は、変更収支予算書及び収支決算書において記入すること。

様式第5号（用紙 日本産業規格A4縦型）

事業計画変更承認申請書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた在宅歯科医療設備整備事業計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

様式第6号（用紙 日本産業規格A4縦型）

実 績 報 告 書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた在宅歯科医療設備整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた在宅歯科医療設備整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名 ⑩

口座振替先金融機関名

口座種別 No.

様式第8号（用紙 日本産業規格A4縦型）

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
名 称
代表者 氏 名 ㊦

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた在宅歯科医療設備整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

1 補助金の確定額 (年 月 日付け 第 号による額の確定通知書)	金	円
2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	金	円
4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）	金	円

診療実績報告書

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地
 名 称
 代表者 氏 名 ㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた在宅歯科医療設備整備事業に関し、在宅歯科医療の診療実績を報告します。

年	月	訪問歯科診療実績					
		総数		居宅		施設	
		実人数	件数	実人数	件数	実人数	件数
___年	4月						
	5月						
	6月						
	7月						
	8月						
	9月						
	10月						
	11月						
	12月						
___年	1月						
	2月						
	3月						
__年4月～__3月							

在宅歯科医療設備整備事業費補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、在宅歯科医療設備整備事業費補助金の交付に関し、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及び在宅歯科医療設備整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 実施の要件

要綱別表に規定する知事が別に定める要件は、次に定めるところによる。

- (1) 在宅歯科医療を実施している診療所又は新たに実施する診療所であつて、所在地が静岡県内であること。
- (2) 在宅療養を担う医科の保険医療機関、訪問看護ステーション、介護保険事業者等と連携体制を構築している診療所又は新たに構築する診療所であること。
- (3) 別表に示す研修等をひとつ以上修了している歯科医師が常に勤務する診療所であること。
- (4) 要綱別表の補助対象経費イについては、上記(1)から(3)までに加え、次の条件を満たす者として一般社団法人静岡県歯科医師会長の推薦を受けた診療所であること。ア 補助を受けて整備した機器を用いて、静岡県が実施する研修に協力できることイ 地域において他の歯科診療所と連携体制を構築し、他の歯科診療所からの摂食 機能障害の治療及び診断についての相談に応じられること。

第3 補助対象の選定

補助事業は、実施の要件を満たすものから、別に定める「在宅歯科医療設備整備事業選定協議会」（以下「協議会」という。）の審議を経て選定するものとする。

- 2 協議会は、申請者が過去に受けた在宅歯科医療設備整備の助成状況も参考とし、在宅歯科医療設備整備の助成を受ける診療所が一部地区に偏らないよう地域の生活圏域を勘案し、実情に応じて選定するものとする。

第4 交付の条件

要綱第5 交付の条件(1)アにおける「軽微な変更」とは、同一品目における銘柄、規格及び購入時期の変更をいう。

附 則

この要領は、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この改正は、平成28年度分の補助金から適用する

別表

名 称	主催者等	備 考
歯の健康力推進歯科医師等養成講習会 (「歯科関係者講習会実施要綱(平成 20 年 4 月 3 日医政発第 0403017 号)」に基づく講習会)	厚生労働省委託事業 (日本歯科医師会、都道府県歯科医師会)	
障害者歯科相談医スキル向上研修会	静岡県委託事業 (静岡県歯科医師会)	平成 20 年度 以降開催分
障害者歯科相談医養成研修会	静岡県委託事業 (静岡県歯科医師会)	
地域歯科保健推進研修会	静岡県委託事業 (静岡県歯科医師会)	
障害者歯科実地研修会	静岡県委託事業 (静岡県歯科医師会)	
8020 推進診療所研修会	静岡県委託事業 (静岡県歯科医師会)	
在宅療養支援歯科診療所施設基準講習会	静岡県歯科医師会 等	
がん医科歯科連携研修会	静岡県がんセンター・ 静岡県歯科医師会共催	
がん医科歯科連携ナショナルテキスト研修会	静岡県・静岡県歯科医 師会共催	
多職種協働によるチーム医療シンポジウム	厚生労働省委託事業 (静岡県歯科医師会)	平成 26 年 1 月 26 日、 平成 26 年 2 月 2 日開 催
医工連携事業化推進事業意見聴取会(在宅 歯科医療講演会)	経済産業省委託事業 (日本歯科医師会・静 岡県歯科医師会)	平成 26 年 8 月 24 日開 催